

○国立大学法人筑波技術大学職員法定外災害補償規程

〔平成26年3月18日〕  
規程第13号

国立大学法人筑波技術大学職員法定外災害補償規程

(目的)

第1条 この規程は、筑波技術大学職員就業規則（平成17年規則第5号）第50条及び第51条、筑波技術大学契約職員就業規則（平成17年規則第6号）第57条及び第58条の規定により、国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）に勤務する職員が業務上の事由又は通勤途上において負傷、疾病、障害又は死亡(以下「災害」という。)を被ったとき、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。)に基づく補償又は保険給付に加え、本学が行う補償（以下「法定外補償」という。）について定めるものとする。

(業務上災害補償)

第2条 本学は、職員が業務上の事由により災害を被ったとき、当該職員又はその遺族に対し法定外補償を行う。

2 前項に定める災害であっても、その原因が次の各号の一に該当するときは、特別な事情がある場合を除き、本規程は適用しない。

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、暴動その他これらに類似の事変による災害。
- (2) 地震、噴火、津波、風土病または核燃料物質（その汚染物を含む）による災害。
- (3) 職員の故意もしくは故意の犯罪行為または重大な過失によって生じた当該職員の災害。
- (4) 職員の泥酔運転、酒酔い運転または無免許運転の間に生じた災害。

(通勤災害補償)

第3条 労災法上業務外の事由とされた通勤による災害については、労災法上の通勤災害に該当する場合に限り、これを業務上の事由による災害に準ずるものとし、この規程を適用する。

(補償の種類)

第4条 補償の種類は、次のとおりとする。

- (1) 障害補償
- (2) 遺族補償

2 前項に定める補償の種類ごとの補償額は、別表に定める。

(適用対象者)

第5条 この規程の適用対象者の範囲は、労災法に定める労働者災害補償保険に加入している者とする。

(解釈上の疑義の取扱い)

第6条 業務上外の認定等この規程に定める事項につき疑義を生じたときは、労基法及び労災法の規定及びその運用解釈による。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

## 別表

### 補償の内容と補償額

#### 1 障害補償

業務上の負傷又は疾病が治癒した後、身体に障害が存するときは、その障害の程度に応じて次表に定める額を支給する。障害等級は、労災保険法により決定する。障害が2以上ある場合又は障害の程度を加重した場合は、労災保険法の規定を準用し障害等級を決定する。

#### 補償額

	補償額	
	業務上災害(万円)	通勤災害(万円)
後遺障害1級	1,540	975
後遺障害2級	1,500	940
後遺障害3級	1,460	905
後遺障害4級	875	550
後遺障害5級	745	470
後遺障害6級	615	390
後遺障害7級	485	310
後遺障害8級	320	195
後遺障害9級	250	155
後遺障害10級	195	120
後遺障害11級	145	90
後遺障害12級	105	65
後遺障害13級	75	45
後遺障害14級	45	30

#### 2 遺族補償

業務上死亡した場合は、遺族に対し次の額を支給する。ただし、障害補償支給後、再発のため死亡した場合は、遺族補償額から給付を行った障害補償額を控除した差額を支給する。

#### 補償額

	補償額	
	業務上災害(万円)	通勤災害(万円)
死亡	1,860	1,130